[事案 30-58] 契約内容変更(更新無効)請求

・平成30年10月9日 裁定終了

<事案の概要>

自動更新の案内がなかったこと等を理由に、更新前後の保険料の差額の返還等を求めて申立てのあったもの。

<申立人の主張>

平成2年6月に契約した終身保険(契約①)について、平成5年8月に終身保険に転換し(契約②)、平成10年7月に終身保険に転換した(契約③)。契約③は、平成20年7月に自動更新されて保険料が上がり、平成30年7月にも自動更新されて再度保険料が上がる予定であるが、以下の理由により、契約③の契約当初の保険料が継続したものとして取り扱い、平成20年7月以降の保険料の差額を返還してほしい。

- (1)契約②への転換および契約③への転換について、募集人から説明を受けていない。契約① の特約は全期型であったが、勝手に更新型に変更された。
- (2) 契約②および契約③の申込書の署名捺印は全く記憶になく、偽造等が疑われる。
- (3) 平成20年7月の自動更新について保険会社から連絡はなく、更新に同意していなかった。

<保険会社の主張>

以下の理由により、申立人の請求に応じることはできない。

- (1)契約②および契約③について、申立人は申込みの意思をもって申込書に署名・捺印し、診査を受けて加入した。
- (2)契約②または契約③の締結後に申立人から転換に関する申出等はなかったことや、申立人が保険料を継続して支払っていること等から、申立人の意思に反して契約転換が行われたとは認められない。
- (3) 平成 20 年 7 月に契約③の自動更新を迎えるにあたり、当社は申立人に自動更新の案内通知を送付し、申立人から特段の申出がなかったことから、約款に従い自動更新の処理をした。仮に自動更新の案内通知が申立人に不達であったとしても、当社には契約を更新して有効に存続させる責任があるため、当社の対応に落ち度はない。

<裁定の概要>

1. 裁定手続

裁定審査会では、当事者から提出された書面にもとづく審理のほか、契約時、転換時および 自動更新時の状況を把握するため、申立人に対して事情聴取を行った。

2. 裁定結果

上記手続の結果、申立人は契約②および契約③の無効は主張しないことが確認され、保険会社は申立人に自動更新の案内通知を送付していたと認められ、その他保険会社に指摘すべき特段の個別事情も見出せないことから、和解による解決の見込みがないと判断して、手続を終了した。